

東かがわ市スポーツ少年団規約

(名称)

第1条 本会は、東かがわ市スポーツ少年団と称する。

(目的)

第2条 東かがわ市スポーツ少年団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第3条 東かがわ市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成指導
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成指導
- (3) 市内全スポーツ少年団集い、交歓、交流できるような事業の実施
- (4) 関係団体との連絡調整
- (5) そのほか目的達成に必要な事業

(登録)

第4条 東かがわ市スポーツ少年団に加入しようとする団体は、団員及び指導者1人につき100円の登録料を負担しなければならない。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団に登録規定を準用する。

(組織)

第5条 この会は、東かがわ市スポーツ少年団に登録された団と行政関係者をもって組織する。

(役員)

第6条 東かがわ市スポーツ少年団に次の役員をおく。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名
- (3) 監事 2名

(本部長)

第7条 本部長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時には、その職務を代行する。

(監事)

第8条 監事はこの会計を監査し、代表者会において監査結果を報告する。

(代表者)

第9条 東かがわ市スポーツ少年団に次の代表者をおく。

- (1) 各単位団の育成者1名と指導者1名

(理事)

第10条 東かがわ市スポーツ少年団に次の理事をおく。

(1) 各単位団の代表1名

(役員を選出)

第11条 本部長は教育長をもって充てる。

(役員任期)

第12条 この会の役員任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員に欠損が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 本会の会議は、役員会、代表者会および理事会とする。

2 代表者会は毎年1回以上開催し、本部長が招集する。

3 代表者会は、この会に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。

4 代表者会での議決は出席者の過半数の賛成を得て成立する。

5 役員会は臨時にこれを開催し、簡易な事項については処理することができる。

6 東かがわ市スポーツ少年団として円滑な行事運営を行うために、必要に応じて理事会を開催することができる。

(会計年度)

第14条 東かがわ市スポーツ少年団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

(経費)

第15条 東かがわ市スポーツ少年団の運営に要する経費は、補助金、登録料その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第16条 東かがわ市スポーツ少年団の事務は、本会事務局において処理する。

(規約の変更)

第17条 この規約は、代表者会において、出席者の3分の2以上の同意によって変更することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年4月18日より施行する。

2 この会の設立初年度における会計年度は、第14条にかかわらず平成15年度4月18日から平成16年3月31日までとする。